

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 棚本頼兼

京都市規則第197号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 収入役は、前各項の規定にかかわらず、区役所及び区役所支所において、第20条の規定により派出される指定金融機関の職員（以下「指定金融機関派出員」という。）が出納事務を取り扱う時間（第21条第2項に規定する時間をいう。第4条第1項第3号において同じ。）以外の時間に行われる収納金の領収（第29条第1項第1号に規定する納入通知書等及び同項第3号に規定する返納通知書により納入される場合に限る。）に関する事務のうち、前各項の規定により当該区役所及び区役所支所に属する区収入役に委任されたもの以外のものを、当該区収入役に委任する。ただし、第1項各号に掲げる会計事務に係る収納金の領収を除く。

第4条第1項第3号中「第20条の規定により派出される指定金融機関の職員（以下「」、「」という。）」及び「(第21条第2項に規定する時間をいう。)」を削る。

第9条第2項第3号から第9号までを削り、同条第4項中「、これを」を「について」に改める。

第29条第3項中「又は払込書」を「、払込書又は返納通知書」に改め、「、出納員又は区出納員」を削る。

第41条第1項及び第2項中「又は払込書」を「、払込書又は返納通知書」に改める。

第44条第1項後段を削る。

第46条第3項本文中「指定金融機関」の右に「若しくは他の区収入役」を加え、「又

は区出納員」を、「区出納員」に改め、「領収調書のうちの領収済通知書の送付を受けたとき」の右に「、又は納入通知書等若しくは払込書により自ら領収に関する権限を有する収納金（第3条第5項の規定により領収に関する権限を有するものを除く。）を領収したとき」を、「第41条第2項」の右に「（第44条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は払込書のうちの領収済通知書」を「若しくは払込書のうちの領収済通知書又は領収調書のうちの領収済通知書」に改める。

第79条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条第5項中「前条第5項」を「前条第6項」に改め、同条第7項中「前条第6項」を「前条第7項」に改める。

第99条第1項本文及び第2項中「、納入通知書等及び払込書のうち」を削る。

別表第1 1中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）環境局循環型社会推進部まち美化推進課長

別表第1 1第9号を次のように改める。

（9）環境局循環型社会推進部廃棄物指導課長

別表第1 1第10号を削り、同表中第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

（16）文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長

別表第1 1第17号を次のように改める。

（17）文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課長

別表第1 1第20号及び第21号を次のように改める。

（20）文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長

（21）文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

別表第1 1第28号を削り、同表中第29号を第28号とし、第30号から第51

号までを1号ずつ繰り上げ、第52号を第51号とし、同号の次に次の1号を加える。

(52) 都市計画局住宅室住宅政策課長

別表第1 1第53号を削り、同表中第54号を第53号とし、第55号から第74号までを1号ずつ繰り上げ、第75号を削り、第76号を第74号とし、第77号から第81号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第3中「第15号 会計室（振替用品購入基金用）」を「第15号 削除」に改める。

別表第4中「第44号 環境局事業部まち美化推進課長」を
「第44号 環境局循環型社会推進部まち美化推進課長」に、
「第46号 環境局事業部廃棄物指導課長」を
「第46号 環境局循環型社会推進部廃棄物指導課長」に、
「第58号 教育委員会事務局指導部生徒指導課長」を「第58条 削除」に、
「第68号 文化市民局文化部文化課長」を
「第68号 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長」に、
「第70号 文化市民局文化部文化課長（久世ふれあいセンター用）」を
第71号 都市計画局住宅室住宅管理課長

「第70号 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長（久世ふれあいセンター用）」

第71号 都市計画局住宅室住宅政策課長

「第140号 埋蔵文化財調査センター所長」を
第141号 総務局総務部行政改革課長

「第140号 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長」を
第141号 削除

別表第6中「第7号 財団法人京都市駐車場公社（円山駐車場用）」を

「第7号 パーク二四株式会社」に、
「第9号 財団法人京都市体育協会（東山地域体育館用）」を
「第9号 株式会社ビバ（東山地域体育館用）」に、
「第22号 財団法人京都市体育協会（横大路運動公園用）」「第22号 削除
に、
第23号 財団法人京都市障害者スポーツ協会」を「第23号 削除」
「第25号 財団法人京都市体育協会（西京極総合運動公園用）」「第25号 削除
を
第26号 財団法人京都市国際交流協会」を「第26号 削除」
に、「第29号 財団法人京都市体育協会（醍醐地域体育館用）」を
「第29号 株式会社ビバ（醍醐地域体育館用）」に、
「第31号 財団法人京都市体育協会（伏見北堀公園地域体育館用）」を
「第31号 株式会社ビバ（伏見北堀公園地域体育館用）」に、
「第34号 財団法人京都市体育協会（桂川地域体育館用）」を
「第34号 株式会社ビバ（桂川地域体育館用）」に、
「第39号 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（円山公園音楽堂及び京都会館用）」
を「第39号 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都会館用）」に、
「第57号 財団法人京都市体育協会（山科地域体育館用）」を
「第57号 株式会社ビバ（山科地域体育館用）」に、
「第74号 京北町森林組合」を「第74号 京北森林組合」に、
「第76号 社会福祉法人京都障害児福祉協会（発達障害者支援センター用）」を
「第76号 社会福祉法人京都障害児福祉協会（発達障害者支援センター用）」
第77号 株式会社アクティブケイ
に改
第78号 財団法人京都市駐車場公社（西京極自転車駐車場用）
第79号 ミディ総合管理株式会社
」
める。

第3号様式中

「

市役所				円					円
振替用品基金									

を

「

市役所				円					円
-----	--	--	--	---	--	--	--	--	---

に

」

改める。

第4号様式備考以外の部分及び第5号様式備考以外の部分中

「京都市収納代理金融機関
「京都市収納代理金融機関」を 「京都市区収入役」 に改め、「指定金融機関
に改め、「指定金融機関
京都市区収入役 」」

派出箇所」の右に「(各区役所における指定金融機関の取扱時間外の納入場所は、区民
部市民窓口課)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用するこ
とができる。

(関係規則の一部改正)

3 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号1から5まで、同様式8及び9、様式第3号3備考以外の部分、同様
式8備考以外の部分並びに同様式10備考以外の部分中「京都市収納代理金融機関」
を 「京都市収納代理金融機関 に改める。

京都市区収入役

様式第4号の5備考以外の部分及び様式第4号の6備考以外の部分中「京都市指定金融機関」の右に「(各区役所における指定金融機関の取扱時間外の納付(納入)場所は、区民部市民窓口課)」を加える。

様式第5号備考以外の部分中「京都市指定金融機関」の右に「(各区役所における指定金融機関の取扱時間外の納付場所は、区民部市民窓口課)」を加える。

様式第5号の2中「京都市指定金融機関」の右に「(各区役所における指定金融機関の取扱時間外の納付(納入)場所は、区民部市民窓口課)」を加える。

様式第17号備考以外の部分中「京都市収納代理金融機関」を
「京都市収納代理金融機関 に改める。

京都市区収入役

様式第31号注及び備考以外の部分中「京都市指定金融機関」の右に「(各区役所における指定金融機関の取扱時間外の納付場所は、区民部市民窓口課)」を加える。

様式第51号備考以外の部分中「京都市収納代理金融機関」を
「京都市収納代理金融機関 に改める。

京都市区収入役

4 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第11条中「対し」の右に「、市長が特に必要があると認める場合を除き」を加える。

第18条の表国民健康保険料納付書の項中「第11条第1項関係」を「第11条関係」に改める。

第15号様式1及び2中「京都市収納代理金融機関」を
「京都市収納代理金融機関 に改め、同様式3中「京都市収納代理金融機関」の右
京都市区収入役」

に「、京都市区収入役」を加える。

5 京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第17号様式1及び2中「京都市収納代理金融機関」を

「京都市収納代理金融機関
に改め、同様式3中「京都市収納代理金融機関」の右
京都市区収入役」

に「、京都市区収入役」を加える。

(会計室)